

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(京都府指定 第 2662790068 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 ピア・サポート
(2) 法人所在地 京都府舞鶴市竜宮町 3 番地の 1 8
(3) 電話番号 0 7 7 3 - 6 4 - 4 3 3 5
F A X 6 4 - 4 3 3 7
(4) 代表者氏名 取締役 神谷 友子
(5) 設立年月 平成 1 5 年 7 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の名称 有限会社 ピア・サポート居宅介護支援事業所
平成 1 5 年 9 月 1 日指定 京都府 第 2 6 6 2 7 9 0 0 6 8 号
(3) 事業所の所在地 京都府舞鶴市竜宮町 3 番地の 1 8
(4) 電話番号 0 7 7 3 - 6 4 - 4 3 3 5
F A X 6 4 - 4 3 3 7
(5) 事業所長（管理者）氏名 丸山 隼人
(6) 開設年月 平成 1 5 年 9 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 舞鶴市内
(2) 営業日・営業時間

営業日：通常月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。

営業時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行います。

	資格	常勤	非常勤	兼務の別	計
管理者（介護支援専門員）		1 名	0 名	専従	1 名
主任介護支援専門員		0 名	0 名		0 名
介護支援専門員	看護師 介護福祉士	2 名	0 名	専従 1 名 兼務 1 名	2 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

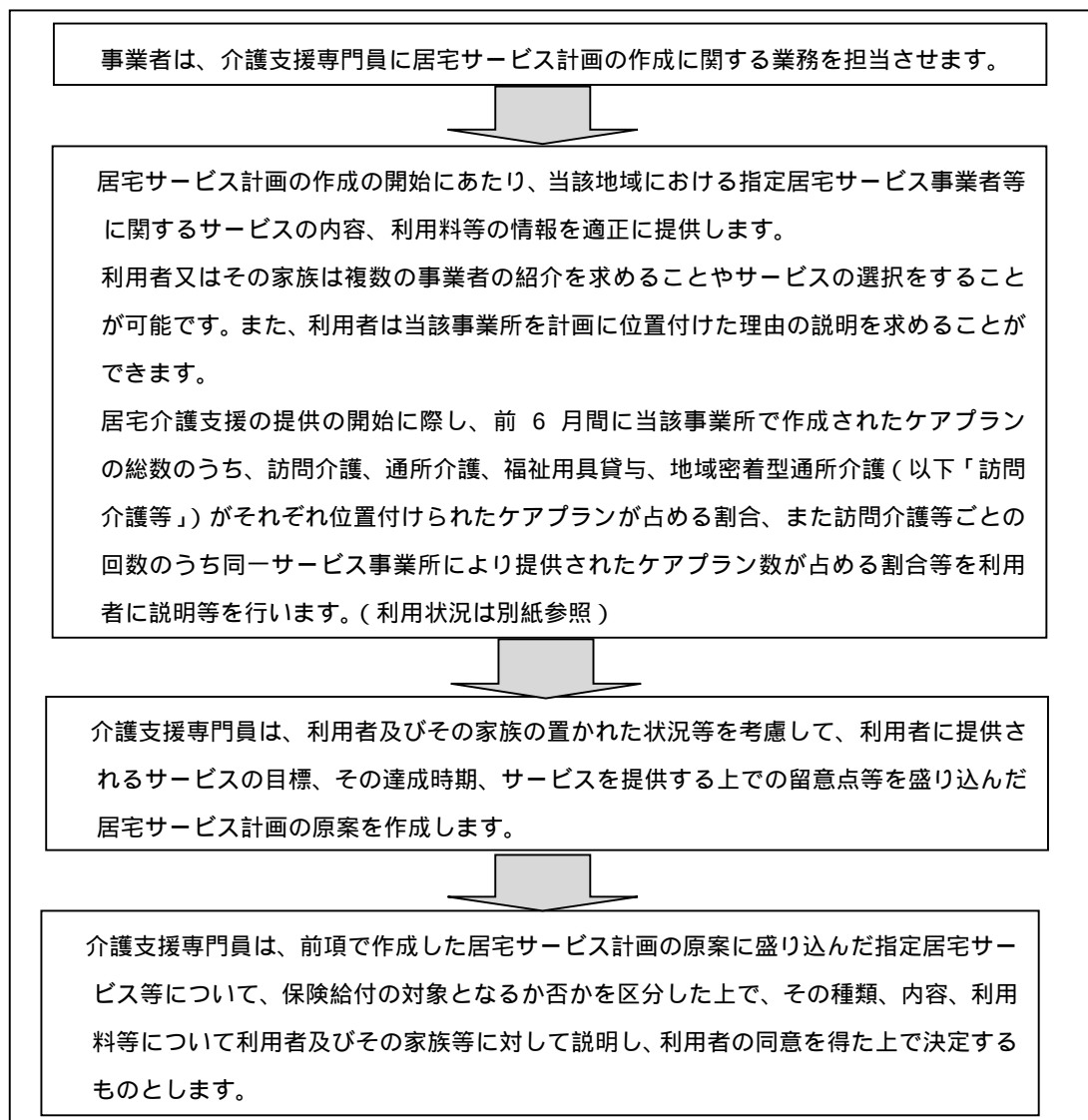
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に選定または推薦し、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

< サービス利用料金 >

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の利用料金の金額をいったんお支払い下さい。

（要介護 1・2 の方） 10,860 円/月

（要介護 3・4・5 の方） 14,110 円/月

新規に居宅サービス計画を策定した場合、もしくは要介護状態が2区分以上変更になった場合は、3,000 円を初回加算として加算させていただきます。

入院・入所期間後の退院・退所にあたり病院・施設等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を策定した場合、退院・退所加算として4,500 円～9,000 円を加算させていただきます。

病院等への入院にあたり、病院等へ必要な情報を提供した場合、入院時情報連携加算として加算させていただきます。

（入院した日のうちに情報提供を行った場合） 2,500 円

（入院した日の翌日または翌々日に情報提供を行った場合） 2,000 円

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(舞鶴市の境界を起点として)

* 片道 10 キロメートル以内 200 円 (往復ガソリン代相当)

* 以後 1 キロメートル増すごとに 20 円 (往復ガソリン代相当) 加算となります。

但し、厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する利用者に対しては、徴収いたしません。

6 . サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3)

ア 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明しました。

イ 居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前 6 ケ月間に作成した居宅サービス計画 (ケアプラン) 総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前 6 ケ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数のうち同一のサービス事業者によって提供された割合を、別途資料にて説明しました。

7. 苦情の受付について（契約書第 14 条参照）

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、介護支援専門員が下記窓口までお申し出ください。ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

・苦情対応方法について

担当者及び管理者が事実の調査と対応方法を検討。

原因と結果・責任の所在と内容の明確化。

具体的な対応策・再発防止策を話し合い、今後の対応を決定。

事実と改善対応方法を報告し実施。

サービス相談窓口

（１）有限会社 ピア・サポート 取締役 神谷 友子

所在地：京都府舞鶴市竜宮町３番地の１８

電話番号：０７７３－６４－４３３５

相談窓口：取締役：神谷 友子

受付時間：午前９：００～午後５：００まで

（２）行政機関

舞鶴市福祉部 高齢者支援課	所在地	舞鶴市字北吸１０４４
	電話番号	０７７３－６６－１０１３
	受付時間	午前８：３０～午後５：１５

（３）京都府国民健康保険団体連合会

所在地：京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町６２０番地 COCON 烏丸内

電話番号：０７５－３５４－９０９０

8. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町村・利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

損害の程度により、損害賠償を行います。

事故が生じた場合にはその原因を究明し、再発防止の対策を講じます。

9. 緊急時等の相談対応

* 当事業所にご連絡ください。 連絡先 ６４－４３３５

* 営業時間・営業日以外でも転送されますので、上記連絡先にご連絡ください。

10. 秘密保持・個人情報の利用

介護支援専門員その他の従業員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。

サービス担当者会議において、利用者およびその家族の情報をを用いる場合は、利用者および家族の同意を文書で得るものとします。

< 重要事項説明書付属文書 >

1 . サービス提供における事業者の義務（契約書第 13 条、第 15 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2 . 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3 . サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 11 条参照）

利用者が死亡した場合

要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

利用者が介護保険施設に入所した場合

事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 8 条、第 9 条参照)

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合

事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合

事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 10 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合